

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年9月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月12日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成24年10月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 平田地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宝殿地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工事業) 流岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 観音寺池地区	〃
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮末地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下川原地区	〃
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本庄地区	〃